

施工能力等審査内容及び落札者決定基準

本工事の施工能力等審査内容及び落札者決定基準については、下記のとおりとする。

1 審査内容

(1) 工事成績評定報告書の評定点

入札参加希望者の当該業種（解体工事）における直近3件（注1）の工事成績点を記入すること。なお、上記の工事成績点は、江戸川区発注工事で令和5年度以降に完了した工事のうち、直近3件までの工事成績点の相加平均とする。

（注1）「直近3件」とは、期間内に請負った当該業種工事（建設共同企業体で請負った工事を含む）のうち直近のものから順に3件を対象とする。

なお、当該業種が複数設定されている場合は、全業種合わせて直近のものから順に3件とする。ただし、直近工事件数が3件に満たない場合は不足する工事件数を除く工事成績点の相加平均とする。

(2) 配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の保有資格は、建設業法上の業種である解体工事業に関する技術者資格要件に該当するものに限る。

(3) 配置予定技術者の実績確認書類

本工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として係わったことが確認できる（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）の竣工時工事カルテ受領書の写し（技術データ含む。）

なお、同種工事等については、2(6)配置予定技術者の実績点の算定方法を参照のこと。

(4) 地域・社会等貢献の実績確認書類

- ① 区の入札参加資格を取得した営業活動拠点において、ISO14001又はエコカンパニーえどがわのいずれかの認証を取得し、現在も登録していることが確認できる証書等の写し
- ② 法定雇用障害者数以上の雇用、又は法定雇用の義務が無く、障害者を雇用していることが確認できる資料等（障害者雇用状況報告書、身体障害者手帳など）の写し
- ③ 江戸川区と災害協定を締結していることが確認できる協定書等の写し

2 落札者決定基準

(1) 評価の方法

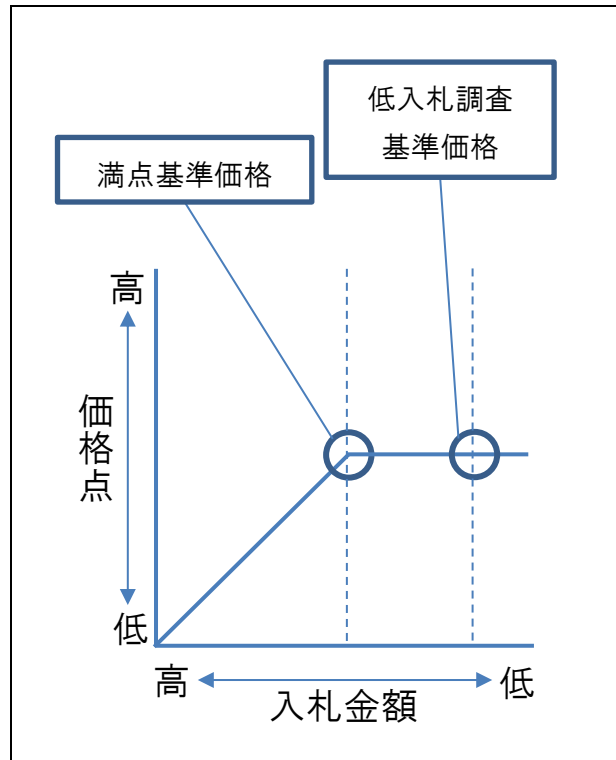
価格点、施工能力評価点及び地域・社会等貢献点を合計した評価値によって評価

する。

(2) 価格点の算定方法

価格点：100 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

＜価格点のイメージ図＞



各設定価格の算定方式

満点基準価格の算定方式

= (直接工事費 × 0.685) + (共通仮設費 × 0.90) + (現場管理費 × 0.90) + (一般管理費 × 0.68) + 有価物売却費

低入札調査基準価格の算定方式

= (直接工事費 × 0.62) + (共通仮設費 × 0.90) + (現場管理費 × 0.90) + (一般管理費 × 0.68) + 有価物売却費

(3) 施工能力評価点及び地域・社会等貢献点の評価

施工能力評価点は、工事成績評価点（16点満点）、配置予定技術者の資格点（3点満点）及び配置予定技術者の実績点（4点満点）の合計とし、地域・社会等貢献点は、区内業者点（3点満点）、環境配慮点（1点）、障害者雇用対策点（1点）及び災害協定点（2点）の合計とする。

(4) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて、下表のとおりとする。

旧小松川第一中学校教室棟外解体工事
施工能力等審査内容及び落札者決定基準

工事成績点の平均	工事成績評価点
0 点以上 40 点未満	0
40 点以上 50 点未満	1
50 点以上 55 点未満	3
55 点以上 60 点未満	5
60 点以上 62.5 点未満	8
62.5 点以上 65 点未満	9
65 点以上 67.5 点未満	10
67.5 点以上 70 点未満	11
70 点以上 72.5 点未満	12
72.5 点以上 75 点未満	13
75 点以上 77.5 点未満	14
77.5 点以上 80 点未満	15
80 点以上 100 点以下	16

工事成績評価点算定の対象工事は、上記 1 (1) に示すとおり、以下の業種の工事とし、これら以外の工事成績は評定算定の対象としない。

工事成績評価点の算定対象となる工事：解体工事

(5) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の業種である下記に示す工事の技術者要件となる資格について資格点の算定対象とし、これ以外の工事の資格は資格点算定の対象としない。

資格点算定対象となる資格：解体工事の技術者要件となる資格

上記の算定対象となる資格について、以下のとおり資格点を算定する。

① 一級技術者の場合 ： 3 点

この場合の一級技術者とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。

② 二級技術者の場合 ： 2 点

この場合の二級技術者とは、建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外のものをいう。

③ その他の技術者の場合 : 1点

この場合のその他の技術者とは、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外のものをいう。

(6) 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定者の実績点については、(一財)日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス(CORINS)に登録された工事のうち、下記に示す同種工事及び類似工事を実績点算定対象とし、これら工事以外の実績については実績点算定の対象としない。

実績点算定の対象となる同種工事：解体工事

解体規模 3,000 m²以上かつ請負価格 1 億 5,000 万円以上

実績点算定の対象となる類似工事：解体工事

解体規模 500 m²以上かつ請負価格 2,500 万円以上

上記の算定対象となる配置予定技術者の実績について、以下のとおり実績点を算定する。

- ① 同種工事において監理技術者として係わった場合 : 4点
- ② 同種工事において主任技術者として係わった場合 : 3点
- ③ 同種工事において担当技術者として係わった場合 : 2点
- ④ 類似工事において監理技術者として係わった場合 : 3点
- ⑤ 類似工事において主任技術者として係わった場合 : 2点
- ⑥ 類似工事において担当技術者として係わった場合 : 1点

(7) 区内業者点の算定方法

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）における区の入札参加資格において

- ①区内に所在する本店で取得している場合 : 3点
- ②区内に所在する支店又は営業所で取得している場合 : 1点

(8) 環境配慮点の算定方法

電子調達サービスにおける区の入札参加資格を取得した営業活動の拠点について、ISO14001又はエコカンパニーエドガワの認証を取得し、登録している場合 : 1点

(9) 障害者雇用対策点の算定方法

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の雇用がある場合 : 1点

(10) 災害協定点の算定方法

区と災害協定を締結している場合（区と災害協定を締結している団体の構成員

である場合を含む。) : 2点

- 3 提出資料は提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、江戸川区がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 4 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の疾病等、江戸川区がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点は、変更前の技術者の保有する資格・実績点以上とする。